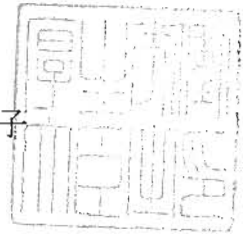




厚生労働省発食安 1 1 1 5 第10号
平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

食品安全委員会
委員長 小 泉 直 子 殿

厚生労働大臣 小 宮 山 洋 子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 1 1 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

フルチアセツトメチル

